

平成28年5月  
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月20日

○出席議員 16人

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 藤 本 治 君    | 2番 高 梨 弘 人 君  | 3番 久 我 恵 子 君  |
| 4番 照 川 由美子 君  | 5番 磯 野 典 正 君  | 6番 鈴 木 克 己 君  |
| 7番 戸 坂 健 一 君  | 8番 佐 藤 啓 史 君  | 9番 黒 川 民 雄 君  |
| 10番 末 吉 定 夫 君 | 11番 松 崎 栄 二 君 | 12番 丸 昭 君     |
| 13番 岩 瀬 洋 男 君 | 14番 土 屋 元 君   | 15番 岩 瀬 義 信 君 |
| 16番 寺 尾 重 雄 君 |               |               |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市 長 猿 田 寿 男 君     | 副 市 長 関 重 夫 君       |
| 教 育 長 藤 平 益 貴 君   | 総 務 課 長 藤 平 喜 之 君   |
| 財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君 | 税 務 課 長 土 屋 英 二 君   |
| 福 祉 課 長 関 富 夫 君   | 生 活 環 境 課 長 長 田 悟 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君 | 議 事 係 長 植 村 仁 君 |
|-------------------|-----------------|

---

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市税条例及び勝浦市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

（平成27年度勝浦市一般会計補正予算）

議案第49号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

## 開 会

平成28年5月20日（金） 午前10時開会

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成28年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

---

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において末吉定夫議員及び鈴木克己議員を指名いたします。

---

## 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（寺尾重雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第3、議案を上程いたします。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由

の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第47号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、勝浦市税条例及び勝浦市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、地方税法の固定資産税に係る課税標準の特例及び税額の減額特例のうち、その一部において軽減割合を一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる条例委任事項が、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例により追加されたことに伴い、条文の整備をすることとしたものであります。

以上で、議案第47号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） お尋ねをしたいのは、わがまち特例によって、勝浦市独自に税率が決定することになったわけですが、従前の税率から、今回、このわがまち特例で変更になった税はあるのかどうかということと、税負担が大幅に変動する項目があるのかないのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回、わがまち特例の対象となっておりますのは、地方税法附則第10条の2、第7項の規定及び第10項から第14項の規定及び第18項の規定で導入されております。勝浦市において、現在、対象となる施設がございますのは、このうち第10項の太陽光発電設備についてでございますが、改正前の地方税法では特例割合が3分の2と定められておりまして、今回、わがまち特例による本市の対応としましては、参酌基準が2分の1以上6分の5以下の範囲で、3分の2という基準を参酌して定めなさいということでございましたけれども、本市は、参酌基準どおりの3分の2としてございます。したがって、今回の地方税法の改正前の規定と、今回条例で制定すべき特例割合は同じでございますので、その意味では、影響はございません。

なお、他の特例割合につきましては、勝浦市に対象施設がございませんことから、全く市内における事業者等についても影響がございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 議案第47号の第10条の2の第10項から第14項の規定について、少しお伺いします。議案審議資料の中の2ページに第10項から第14項までの課税標準の割合が書いてあるんですが、今、千葉県の方で、海洋再生可能エネルギーの導入可能性にかかわる事業が進められております。平成26年度から平成28年度までということで、これには銚子沖と勝浦も含めた房総沖で、海洋再生可能エネルギーが導入可能かどうかという検討をしている事業であります。もし将来的に勝浦沖で海洋再生可能エネルギー、例えば洋上風力とか波力とかの電力の導入が可能になった場合、この第10項から第14項までの項目のいずれかに入るのか入らないのか、現段階

でお考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） 議員ご指摘のように、今、千葉県の方につきましては、勝浦沖、房総沖につきましては、風力が有力だということで、ポテンシャルマップというものをつくっているところでございます。この風力発電につきましては、当然、この適用になってきますが、現在のところ、その業者が来るとか、それを開発するとかということはまだ決まっておりますので、現在のところ、この参酌の基準どおりということで行いたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 現段階では、この条例の中で対応するということだと思いますが、将来的に勝浦市沖、房総沖で洋上風力なり、波力なりの発電が行われることを仮定して、こうした条例についても事前に整備しておくべきと考えますが、この点について、お考えはいかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。実際に、これから先できていくというような段階になった場合につきましては、条例の内容等を検討して、税率等につきましては考えていきたいとは考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第47号は、承認することに決しました。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第48号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳出予算における組み替えの補正でありまして、去る3月22日付で千葉県知事から、平成26年度生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の交付額の確定通知がありまして、超過交付分の返還命令があわせて通知されたため、緊急を要することから、3月24日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳出予算のうち、民生費においては、生活保護総務費に5,761万8,000円を追加計上し、総務費においては、財産管理費の財政調整基金積立金を5,761万8,000円減額したものであります。

以上で、議案第48号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第48号は、承認することに決しました。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第49号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第49号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成28年6月1日から施行されることに伴い、保育室等を4階以上の階に設け

る場合の避難用階段に関する規定が改正されるため、当該規定を引用している本条例について整合性を図る必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 今回の条例改正の新旧対照表の最後のページに、避難用の4階以上の階の改正がどう変わるか書かれておりますけれども、排煙設備を有する付室というのが削除されておりました。排煙設備がなくてもよいということになるかと思うんですが、それにかわって建築基準法の123条第3項第2号に規定する構造を有する、そういう構造のものに限るということになっておりました。排煙設備がなくなって、こういう構造であればよしというふうに変更されるわけなんです。これが安全を犠牲にして、保育の施設を数が増えるようにするということであれば、とんでもない、子どもたちの安全を軽視するということになりますけれども、これが建築基準法の改正によるものということなんです。安全性が確保されているのかどうか、そのことについて、きちっとご説明を願いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。今回の議案提出につきましては、建築基準法の改正に伴います家庭的保育事業の設備関係の条例を改正するということでございますけれども、まず、本市におきましては、この家庭的保育事業等に関する施設等は該当するものがございません。それで、内容的に特別避難階段とか付室の関係とか、内容についてお話がございましたけれども、基本的に、建物の用途にも関係してくるんですけれども、これまでこういう付室ですとか、特別避難階段を設ける建物につきましては、地下3階以上のものですとか、地上15階以上の建物になりますと、こういう付室、特別避難階段を設ける必要性が出てきます。そのようなことから、本市には該当する建物はございませんし、まず、そういう付室と特別避難階段というものの定義が建築基準法の中にありました。その定義が、今回の改正によりまして、国土交通大臣の認可を受ければ、付室、非常階段をある程度認めますよということで、若干、門戸が開かれたというか、規制が少し和らいだ感じがしますが、安全に関する基準に関しては、これは国のほうで定めている基準ですので、問題がないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あやふやな答弁で、安全が確保されているのかどうか、ちょっと疑問なんですけれども、該当する建物がないということで、だからどうでもいいということではないと思うんですよ。保育所を新たに認めていく場合に、こういう基準で認めていくことになるわけですので、安全がきちっと確保されているものであるかどうかが、極めて重要だと思うんですけれども、私の理解では、ここにあります第3項第2号に規定する構造というのは、いわゆる耐火構造の壁で囲まれたそういう付室であるということで、そこから階段室に煙が入り込んで階段室が煙で満たされるという可能性が少なくなるから、排煙設備が伴ってなくてもよいということが、今回の建築基準法の改正の中で見直されたというような理解をしたんです。だから、安全上は大きく変化はないということなんだろうかというふうに思うんですが、それにしても、排煙設備をなくすということは、一旦、煙が充満した場合には、それを排出する設備ですから、これをとっていいのかどうかというのは、それにかわるものがない限りは、安全上、非常にポイントになる設備

だと思いますので、そういう点が安全から見てどうなのかということをお尋ねしているんであって、明確なご答弁をいただきたい。国が決めたことだから、安全についても、国もその辺を配慮しているんじゃないかという、国任せの判断じゃなくて、説明を願いたいと思うんです。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。これは、そもそも建築基準法の関係で、国土交通大臣のほうで建築基準法の改正をされたということで、それを踏まえた改正になってしまうんですけれども、これが特に勝浦市のほうで該当する建物がないということでお答えいたしますけれども、どうでもいいとかそういうことではなくて、それに基づいた内容のものに条例を改正する必要がありますので、そういうことで改正をさせていただいているところでございます。

あと、建築基準法の改正につきましては、どのような実験ですとか、そのようなものが繰り返してやられたかどうかというのは、私には実際、わかりませんので、その辺は明確にお答えできないところがありますけれども、国のほうでは安全だというふうに認められて改正されたのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） やっぱりちょっと答弁が、余りにも国が決めたことに、安全性について一番大事なポイントなんですけれども、それをきちっと確認されていないというようなご答弁なので、非常に残念なんですけれども、排煙設備を有するものが条件であったものが、そうでなくてよいと、第3項第2号に規定する構造を有していればよいということになるんですけれども、それは一番のポイントが、安全性がきちっと確保されているのかどうかという、そういう点が曖昧なままで規定を変えるというのは、国がそういうふうに決めてきたから、仕方なく変えるという、そんな態度は許されないんじゃないかと思うんですよ。私自身の理解としては、安全上、大きくそれを損なうということはないからこういう建築基準法の規定が変わったんじゃないかというふうに思ったわけなんですけど、それを確かめたくて質問させていただいたんですけれども、改めて明確なご答弁をいただけないのであれば、一定の時間をとった後でもお答えいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。安全の基準に関しましては、私どものほうで明確にお答えできるようなものはございません。あくまで国で決めたもので、国のほうでその辺の議論を重ねて改正されているというふうに理解しておりますので、安全性は私どものほうでは確保されているというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません

か。藤本議員。

〔1 番 藤本 治君登壇〕

○1 番（藤本 治君） 議案第49号に対しまして、先ほどの質疑を通じて、私が不安に思っております安全性について明確なご答弁がなかったということに対しまして、あえて賛成できないということでの討論をさせていただきます。安全性を確保するというのは、保育施設等にとりましては一番大事な点でありまして、そのことについて、私はお尋ねしたわけなんです、明確なご答弁がいただけませんでした。即答できなくても、調べた上でご答弁をいただければいいことだと思うんですよ。それもなしに国が決めたことに唯々として従うという、そういうことであります、勝浦市の子どもたちの安全をあずかる施設の基準を定めるに当たっては、やはりもっと責任ある態度、立場でなければならないのではないかと思います。私自身が、安全性に問題があるというふうに確たる指摘をできる根拠も何もないわけですが、安全性について、こういうあやふやなご答弁なり判断で、議会がそれを承認するということは、むしろできないことではないかというふうに思います。きちっとした安全に対する確認をした上で、こういう基準の変更は行われるべきだと考えますので、以上、反対の理由を述べて討論いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任されている監査委員、市川愼一氏の任期が来る5月25日に満了となりますことから、市川愼一氏を監査委員に再任することについて議会の同意を求めようとするものであります。

市川市の経歴を申し上げますと、昭和47年3月に芝浦工業大学工学部を卒業後、同年4月に千葉県庁に入庁し、長生土木事務所地域指導課長、一宮川改修事務所長、都市河川課長、河川計画課長、県土整備部次長、同理事、県道路公社理事長などの要職を歴任され、平成21年3月に退職されました。現在は、株式会社キミコンの理事として勤務され、また、平成24年5月からは監査委員としてその職責を担い、現在に至っております。

その人格並びに長年の職務経験と、優れた識見は監査委員として適任であると考えます。よって、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第50号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前11時25分 開議

### 議 長 辞 職 の 件

〔16番 寺尾重雄君退席〕

○副議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の寺尾重雄議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤啓史君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。大鐘事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（佐藤啓史君） お諮りいたします。寺尾重雄議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤啓史君） ご異議なしと認めます。よって、寺尾重雄議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔16番 寺尾重雄君入席〕

○副議長（佐藤啓史君） 前議長、寺尾重雄議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。寺尾重雄議員。

〔16番 寺尾重雄君登壇〕

○16番（寺尾重雄君） 私は、昨年5月に、第50代勝浦市議会議長として皆様のご推挙を得まして議長を務めました。その中で、50代議長として、対外的には関東市議会議長会の理事、そして、県南の副会長、そして、千葉縣市議会議長会の理事、いろいろな要職を、皆様のご推挙のもと、させていただき、まことに感謝する次第でございます。今回の退任の挨拶におきましては、この1年間、至らない点多々あったと思いますが、誠心誠意、平等公平、その中で議長職をやってきたつもりです。至らない点をお許し願ひまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

---

## 議 長 の 選 挙

○副議長（佐藤啓史君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤啓史君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐藤啓史君） ただいまの出席議員数は16人であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（佐藤啓史君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤啓史君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐藤啓史君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。大鐘事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（佐藤啓史君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤啓史君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（佐藤啓史君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久我恵子議員及び高梨弘人議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（佐藤啓史君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票1票。有効投票中、寺尾重雄議員13票、土屋元議員1票、藤本治議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、寺尾重雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました寺尾重雄議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。寺尾重雄議員。

〔16番 寺尾重雄君登壇〕

○16番（寺尾重雄君） 今、議長選におきまして、皆様の推挙により、再度議長職に当選いたしました。このたびの選挙におきまして、また、この1年間を、そして、ホスト市として県南13市の議長市といたしましても、13市の会場であります勝浦で県南13市の皆さんをお迎えしての問題が残っております。そういう中でも、ここにおられる議員各位の皆様のご協力と、また、執行部の皆様、そして、事務局の皆様にお手伝い願ひまして、勝浦で恥じない、また、私も恥じない議長として頑張っていきたいと思っておりますので、その辺をご支援願ひまして、私の議長就任の挨拶といたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（佐藤啓史君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（寺尾重雄君） 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

---

午後 零時00分 開議

## 副議長辞職の件

〔8番 佐藤啓史君退席〕

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の佐藤啓史議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。大鐘事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（寺尾重雄君） お諮りいたします。佐藤啓史議員の副議長の辞職を許可することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤啓史議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔8番 佐藤啓史君入席〕

○議長（寺尾重雄君） 前副議長の佐藤啓史議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） この1年間、副議長の職を務めさせていただきました。特に寺尾議長が関東市議会議長会、千葉縣市議会議長会、千葉県南市議会議長会の役員を務めておりまして、公務で留守にすることが非常に多く、私のほうで名代を務める機会が何日かありました。私にとって勉強する非常にいい機会にさせていただきました。これまで1年間務めさせていただきましたのも、議会事務局の職員の皆さん、寺尾議長、同僚議員の皆さん、猿田市長を初め執行部の皆さんのご指導、ご鞭撻のおかげで務めることができました。今後のご指導、またご鞭撻をお願い申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

---

## 副 議 長 の 選 挙

○議長（寺尾重雄君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（寺尾重雄君） ただいまの出席議員は16人であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（寺尾重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（寺尾重雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票をお願いします。

点呼いたします。大鐘事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（寺尾重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（寺尾重雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久我恵子議員及び高梨弘人議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（寺尾重雄君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、佐藤啓史議員15票、藤本治議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、佐藤啓史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤啓史議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 改めまして、副議長に選出されました佐藤でございます。今年は寺尾議長が千葉県南市議会議長の会長職を務めます。また、県南市議会議長の当番市も勝浦市で務めるというふうに伺っております。寺尾議長を助け、市議会の運営に努力していきたいと思っております。また同時に、市民の皆様方に信頼されるよう、公平、公正、中立な議会運営と透明で開かれた議会に努力していきたいと思っておりますので、皆様方より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。（拍手）

---

## 議 事 日 程 の 追 加 に つ い て

○議長（寺尾重雄君） 次に、市長から急施を要するものとして、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（寺尾重雄君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 配付漏れなしと認めます。

## 議案上程・説明・質疑・採決

○議長（寺尾重雄君） それでは、議案第51号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、黒川民雄議員が除斥該当であります。黒川民雄議員の退席を求めます。

〔9番 黒川民雄君退席〕

○議長（寺尾重雄君） 職員に議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第51号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、黒川民雄氏が辞職したことに伴い、その後任に、再度、黒川民雄氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

黒川民雄氏の市議会での経歴については、ご承知のとおり、平成7年に市議会議員に当選以来、連続6期当選され、この間、副議長、議会運営委員長、教育民生常任委員長、監査委員等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして、議案第51号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第51号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、これに同意することに決しました。黒川民雄議員の入席を求めます。

〔9番 黒川民雄君入席〕

---

## 閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後零時18分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第47号～議案第50号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 副議長の選挙
1. 議事日程の追加について
1. 議案第51号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員